第7章 誘導施策

1. 誘導施策の設定方針	130
2. 居住誘導に係る施策	131
3. 都市機能誘導に係る施策	133
4 公共交通ネットワークに係る施策	136

1. 誘導施策の設定方針

本市での既存施策や今後の予定施策等を踏まえ、立地適正化計画の方針の実現に向けた誘導施策は以下のとおりです。

《立地適正化計画の方針と誘導施策》

立地適正化計画の方針		誘導施策		
方 針 1	誘導方針1-1 世代更新の促進と市の継続的 な発展に向けた居住の誘導	①都市基盤整備の推進による快適な住環境の形成 ②空き家等の既存ストックの活用による宅地供給の 促進		
居住の誘導	誘導方針 1-2 災害リスクの少ないエリアへ の居住誘導支援	③災害リスクの高いエリアからの移転支援		
方針	誘導方針 2-1 結城の活力と交流を牽引する 新たな都市拠点の形成	①都市的で利便性の高い市街地の形成 ②官民連携による公共施設再編に向けた取組の推進		
72 都市機能の誘導	誘導方針 2-2 旧市庁舎跡地をはじめとした 公的不動産の活用による都市 機能の誘導	③公的不動産活用による都市機能誘導の検討 ④本市特有の歴史・文化を発信する複合施設の整備		
	誘導方針2-3 徒歩や自転車による回遊性の 高い市街地環境の創出	⑤市街地内の賑わい創出に向けた回遊性の向上 ⑥交通結節点における回遊性・利便性の確保		
方 針 3 公	誘導方針 3-1 拠点へのアクセス性の維持・向 上	①巡回バスの再編 ②巡回バスのバス停環境の整備による利便性向上		
公共交通ネットワーク	誘導方針 3-2 公共交通網の再編と新たな公 共交通システムの導入検討	③多様な交通手段の提供とネットワーク化 ④新しい交通システムによる移動支援の 研究・検討 ⑤複数の交通モード利用時の利便性向上		

2. 居住誘導に係る施策

立地適正化計画の方針に基づき、居住誘導に係る施策を以下のとおり定めます。

《居住誘導に係る施策の体系》

誘導方針 1-1

世代更新の促進と市の継続的な発展に向けた居住の誘導

誘導方針 1-2 災害リスクの少ないエリアへの居 住誘導支援

- ①都市基盤整備の推進による快 適な住環境の形成
- ②空き家等の既存ストックの活用による宅地供給の促進
- ③災害リスクの高いエリアから の移転支援

《誘導施策》

①都市基盤整備の推進による快適な住環境の形成

- ・土地区画整理事業による面的基盤整備が実施されている地区では、早期完了を目指し、 生活拠点の形成に努めます。また、用途混在や小規模住宅密集地の形成等の抑制、ゆと りある街並み景観の形成・民有地緑化の促進等、基盤整備後の土地利用や建築活動等に 対する適正な規制・誘導に努めます。
- ・道路等の基盤未整備地区については、道路の整備や南北市街地の連絡性を高める機能の 拡充整備等、市民生活に身近な生活基盤の充実を図ります。また、土地利用の再編(既 存建築物の共同化・複合化、環境阻害施設の地区外移転・地区内集約化、不良住宅地の 改善等)を図るため、市街地の面的・立体的整備や規制・誘導手法の適用により実現化 に努めます。

【対象区域】:居住誘導区域内(南部第二地区、南部第三地区、四ツ京地区、逆井地区、富士見町地区)

【想定される事業】: 土地区画整理事業 (結城南部第二地区、結城南部第三地区、富士 見町地区、逆井地区、四ツ京地区) [区画整理課]

> 都市公園整備事業(南部中央公園改修整備)[都市計画課] 都市公園整備事業(南部第二地区、四ツ京、逆井)「都市計画課]

都市計画道路整備事業 [都市計画課]

まちづくり活動推進事業[都市計画課]

【関連する国の支援事業】: 都市再生区画整理事業、都市構造再編集中支援事業 等

②空き家等の既存ストックの活用による宅地供給の促進

・空家等対策の推進に関する特別措置法及び結城市空き家等の適正管理に関する条例に加 えて、県の連絡会議や空家等対策協議会と連携しながら、空き家バンク等の利活用・維 持管理方策の検討を進め、居住誘導区域内の宅地供給を促進します。

【対象区域】: 居住誘導区域内

【想定される事業】: 空家等対策事業 [生活環境課、都市計画課]

【関連する国の支援事業】: 空き家対策総合支援事業 等

③災害リスクの高いエリアからの移転支援

- ・水災害リスクが高いエリアにおける居住者を対象として、防災集団移転促進事業の検討 などを含めて、より安全性の高い居住誘導区域への移転に係る総合的な支援を検討しま す。
- ・防災集団移転促進事業等に伴う移転先地の確保については、空き家等の既存ストックの 活用も視野に検討を進めていきます。

【対象区域】: 災害イエローゾーン

【想定される事業】: 防災集団移転促進事業の検討

3. 都市機能誘導に係る施策

立地適正化計画の方針に基づき、都市機能誘導に係る施策を以下のとおり定めます。

《都市機能誘導に係る施策の体系》

誘導方針 2-1

結城の活力と交流を牽引する新たな 都市拠点の形成

誘導方針 2-2

旧市庁舎跡地をはじめとした公的不 動産の活用による都市機能の誘導

誘導方針 2-3

徒歩や自転車による回遊性の高い市 街地環境の創出

- ①都市的で利便性の高い市街地の 形成
- ②官民連携による公共施設再編に 向けた取組の推進
- ③公的不動産活用による都市機能 誘導の検討
- ④本市特有の歴史・文化を発信す る複合施設の整備
- ⑤市街地内の賑わい創出に向けた 回遊性の向上
- ⑥交通結節点における回遊性・利 便性の確保

《 誘導施策 》

①都市的で利便性の高い都市機能の維持・充実

- ・商業施設、各種団体等と連携しながら、既存店舗・商業関連施設の利便性向上と充実、 空き店舗活用の推進、北部市街地の空洞化抑制と拠点店舗づくり、各種イベントの支援 などにより、中心市街地としてのにぎわいを取り戻し、魅力あふれる商業空間を創出し ます。
- ・結城駅周辺においては、本市の玄関口としてふさわしい魅力ある商業・観光施設等の機 能集積を誘導していきます。
- ・国道 50 号など幹線道路及びその沿道部においては、広域商業集積地としてふさわしい機能誘導及び自動車交通の玄関口としての街路景観整備や沿道景観形成の計画的な規制・誘導に努めます。

【対象区域】: 都市機能誘導区域内(結城駅周辺・国道 50 号沿線)

【想定される事業】: 中心市街地活性化事業 [商工観光課]

【関連する国の支援事業】: 商店街活性化促進事業 等

②官民連携による公共施設再編に向けた取組の推進

・まちのにぎわいや交流を創出する公共施設については、予防保全による長寿命化を基本 としながら、更新にあたっては集約化・複合化や PPP/PFI の導入など民間活力の積極的 な導入を検討し、計画的・効率的な施設運営を図ります。

【対象区域】: 都市機能誘導区域内

【関連する国の支援事業】: 公共施設等の適正管理に係る地方財政措置

(公共施設等適正管理推進事業債) 等

③公的不動産活用による都市機能の誘導

・都市機能誘導区域内の有効活用可能な公的不動産については、地域商業の活性化や暮ら しやすさの向上に資する都市機能の誘導に有効活用していきます。

【対象区域】: 都市機能誘導区域内

【関連する国の支援事業】: 都市構造再編集中支援事業 等

④本市特有の歴史・文化等の発信による、にぎわいや多様な交流を創出する複合施設の整備

・市街地のにぎわいと活気を創出するため、旧市庁舎の移転跡地を活用し、城下町として 栄えた歴史や本市が有する地域資源の発信を核に多世代が集える複合施設の整備を検討 します。

【対象区域】:都市機能誘導区域内(旧市庁舎跡地)

【関連する国の支援事業】: 都市構造再編集中支援事業 等

⑤市街地内の賑わい創出に向けた回遊性の向上

- ・都市機能の誘導に加えて、区域内の回遊性を高め、居心地がよく歩きたくなる空間を創 出することで、より一層の賑わいを創出するウォーカブルなまちなか都市空間の形成を 目指します。
- ・特に結城駅やその周辺においては、友愛メルヘン橋の適正な施設管理に加えて、段差解 消やエレベーター整備等のバリアフリー化により、高齢者や障害者等に配慮した人にや さしい交通施設・環境の整備を推進します。

【対象区域】: 都市機能誘導区域内(結城駅周辺)

【想定される事業】: 友愛メルヘン橋エレベーター整備事業 (都市再生整備計画事業) [都市計画課]

【関連する国の支援事業】: バリアフリー環境整備促進事業

まちなかウォーカブル推進事業

都市再生整備計画事業等

⑥交通結節点における回遊性・利便性の確保

・結城駅周辺の交通集中地においては、駅や商店街へのアクセス道路や駅前広場の整備・ 充実を図るとともに、適正な規模の駐車場や駐輪場の確保に努めます。

【対象区域】: 都市機能誘導区域内(結城駅周辺)

【関連する国の支援事業】: 都市・地域交通戦略推進事業 等

4. 公共交通ネットワークに係る施策

立地適正化計画及び地域公共交通計画の方針に基づき、公共交通ネットワークに係る施策を以下のとおり定めます。

《 公共交通ネットワークに係る施策の体系 》

誘導方針 3-1
拠点へのアクセス性の維持・向上
③巡回バスの所ス停環境の整備による利便性向上
③多様な交通手段の提供とネットワーク化
④新しい交通システムによる移動支援の研究・検討
⑤複数の交通モード利用時の利便性向上

《 誘導施策 》

①巡回バスの再編

・市内移動の重要な交通手段となっている巡回バスによる中心拠点へのアクセス性・利便性の向上に向けて、JR 水戸線との乗り継ぎに考慮したダイヤ調整や潜在需要が見込まれるエリアへの運行ルートの見直しも視野に、運行便数や運行ダイヤの見直しを行います。

【対象区域】: 市全域

【想定される事業】: 運行計画の見直し(案)

【関連する国の支援事業】: 都市・地域交通戦略推進事業 等

②巡回バスのバス停環境の整備による利便性向上

- ・結城駅をはじめ、市内巡回バスの利用が多いバス停においては、安全かつ快適にバスの 待ち時間が過ごせるよう、バス停周辺の公共施設に加え、商業施設と民間施設の活用・ 協力を図りながら、待合環境(上屋やベンチ等)の整備を実施します。
- ・また、太陽光発電の L E D 電球の設置による夜間の安全性と利便性の向上や市内巡回バスの利用拡大を図るため駐輪場の整備し、自転車のアクセス性を高めます。

【対象区域】: 市全域

【想定される事業】: 上屋・ベンチの設置、LED照明の設置、駐輪場の整備

【関連する国の支援事業】: 都市・地域交通戦略推進事業 等

③多様な交通手段の提供とネットワーク化

・利用者のニーズに即した公共交通の実現に向けて、鉄道サービスを補完する広域バス交通ネットワークの形成(小山〜結城〜筑西間等 J R 水戸線軸上方向のバス路線網)や、タクシーの有効活用など、多様な交通手段の提供に努め、安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化を図ります。

【対象区域】: 市全域

【想定される事業】: タクシーの有効活用による新たな交通システムの導入

地域の輸送資源の活用検討

鉄道等を補完する広域交通の導入検討

【関連する国の支援事業】: 都市・地域交通戦略推進事業 等

④新しい交通システムによる移動支援の研究・検討

- ・近年、全国各地で自動運転による運行や、小型・低速・電動でエコなグリーンスローモ ビリティの実証運行を実施しており、その都市への導入適用性が検討されています。
- ・本市においても、他都市の実証実験の成果などを踏まえ、技術面や運用面から、効果や 適用性について研究し、導入の可能性を検討します。

【対象区域】: 市全域

【関連する国の支援事業】: 都市・地域交通戦略推進事業 等

⑤複数の交通モード利用時の利便性向上

・多様な交通モードを組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービスであるマース(Maa S、モビリティ・アズ・ア・サービス)を用いた公共交通のサービス環境の整備・改善に向け、本市における導入可能性について研究・検討します。

【対象区域】: 市全域

【主要事業】: MaaS の導入検討

【関連する国の支援事業】: 日本版 MaaS 推進・支援事業 等